パブリックコメント手続きの流れ

施策等に関する計画及び条例等について実施機関が案を作成

⇩

案と関係資料を市民に公表し、意見を募集

【案】
- 計画等の案
- 案の趣旨、目的、背景
- 立案にあたっての考え方
- その他必要な資料

【公表の方法】
- 実施機関（所管課）
- 市のホームページ
- 地区公民館での閲覧・配付

⇩

市民等が意見を提出

【提出の方法】
- 郵便　　・ファクシミリ
- 電子メール　・その他適当と認める方法

（意見提出期間⇒原則１か月）

⇩

反映できる意見については、その意見に基づいて案を修正

反映できない意見については、その理由や、その意見に対する市の考え方をまとめる

⇩

最終的に計画等の決定
（条例については議会の議決を要す）

⇩

決定した計画等の公表

【公表するもの】
- 最終的に決定された計画等
- 提出された意見
- 公表した案の修正内容と理由
- 提出された意見に対する市の考え方

【公表の方法】
- 実施機関（担当課）
- 市ホームページ

⇩

計画等の実施(施　行)･･･条例等は議会の議決を得る